

対象施設等の指定

対象施設

- ① **国の重要な施設等**
(ア 国会議事堂等、イ 内閣総理大臣官邸等、
ウ 対象危機管理行政機関(機関・庁舎を政令で規定)、
エ 最高裁判所、オ 皇居・東宮御所、カ 対象政党事務所)
- ② **対象外国公館等**
- ③ **対象原子力事業所**(類型を政令で規定)

対象施設周辺地域

対象施設の敷地又は区域の周囲300mを基準として、例えば番地単位で指定することを想定。

各指定権者は、対象施設等を指定するときは、**あらかじめ、警察庁長官等と協議**しなければならない。

小型無人機等の飛行の禁止

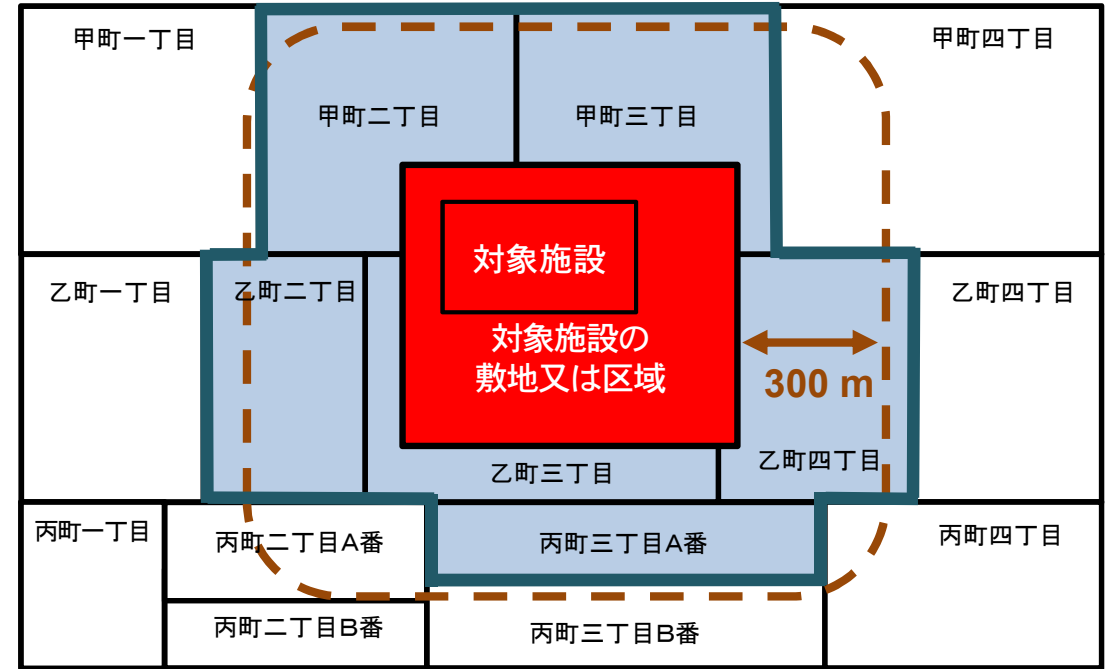
① 小型無人機を飛行させること

⇒「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの。」

② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること

⇒「航空法上の航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの(高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。)」

施行期日：対象危機管理行政機関・対象原子力事業所・特定航空用機器に係る規定については、**公布後3か月以内の政令で定める日**
その他の規定については、**公布後20日を経過した日**



青色区域(■)及び赤色区域(■)の上空における飛行を禁止

(適用除外を受ける場合であっても、国家公安委員会規則で定めるところにより、小型無人機等の飛行を行う旨を都道府県公安委員会等に通報しなければならない。)

警察官等は、本法の規定に違反して小型無人機等の飛行を行う者に対し、**機器の退去その他の必要な措置をとることを命ずることができる。**

また、一定の場合には、**即時強制**として当該小型無人機等の**飛行の妨害、破損その他の必要な措置をとることができる。**

青色区域(■)上空における飛行

⇒ 警察官等による排除命令・排除措置の対象
(命令違反：懲役1年以下・罰金50万円以下)

赤色区域(■)上空における飛行

⇒ 上記排除命令・排除措置に加え、
懲役1年以下・罰金50万円以下の刑事罰(直罰)の対象